

一般競争入札の執行について（総合評価方式）

一般競争入札（総合評価方式）を執行するので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び小平市契約事務規則（昭和 39 年規則第 15 号。以下「契約事務規則」という。）第 7 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 15 日

小平市長 小林 正 則

1 対象案件

- (1) 件 名 小平市立学校給食センター更新事業
- (2) 場 所 東京都小平市小川東町 5 丁目 17 番 10 号
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 19 年 7 月 31 日まで
- (4) 概 要 ① 設計業務 ③ 維持管理業務
② 建設・工事監理業務 ④ 運営業務
- (5) 予定価格 6,312,636,000 円（税込）
- (6) 支払条件 小平市立学校給食センター更新事業 事業契約約款（案）第 62 条の定めるところによる。

2 参加資格

- (1) 入札参加者の構成等
 - ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下、「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。
 - ② 参加表明書には代表企業名及び構成企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
 - ③ 代表企業又は構成企業以外に、事業開始後、④に示す特別目的会社から直接設計、建設、厨房機器等の調査及び設置、工事監理、維持管理及び運営のいずれかの業務を受託、又は請け負うことを予定している企業がいる場合には、当該企業を協力企業として入札参加グループに含めるものとし、参加表明書において明記すること。
 - ④ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、特別目的会社（以下、「SPC」という。）を仮事業契約締結時までに設立するものとする。なお、代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
 - ⑤ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間

を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。

- ⑥ 入札参加者は、本店、支店又は営業所の所在地が小平市内にある企業を、代表企業、構成企業、協力企業のいずれかとして、1社以上参加させること。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において小平市に登録があり、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、厨房機器等の調達及び設置、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者）は、それぞれ①、②、③、④、⑤及び⑥の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

① 設計業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、少なくとも 1社が全ての要件に該当し、以下に示す（ア）及び（イ）の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録を受けた者であること。

（イ）入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて小平市に登録があり、申請業種が建築設計であること。

（ウ）HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

（エ）平成 17 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m²以上の公共施設の実施設設計を完了した実績を有していること。

（オ）平成 17 年 4 月以降に着手した学校給食センター又は学校給食施設の新築若しくは改築工事の実施設設計を完了した実績（改修工事の実施設設計は除く）を有していること。

② 建設業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示す（ア）及び（イ）の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

（ア）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

（イ）入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて小平市に登録があり、申請業種が建築工事であること。

（ウ）電子調達サービスにおいて、建設業法による経営事項審査の結果、建築一式工事の総合評定値P点が900点以上であること。総合評定値P点については、最新のものに限る。

（エ）平成17年4月以降に着手した延べ面積2,000㎡以上の公共施設の施工実績（改修工事は除く）を有していること。

③ 厨房機器等の調達及び設置業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、厨房機器等の調達及び設置業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示す（ア）の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

（ア）入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が厨房であること。

（イ）平成17年4月以降に着手した学校給食センターの厨房機器等の調達及び設置業務の実績を有していること。

④ 工事監理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示す（ア）及び（イ）の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

（ア）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

（イ）入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築設計であること。

（ウ）平成17年4月以降に着手した延べ面積2,000㎡以上の公共施設の工事監理を完了した実績を有していること。

（エ）平成17年4月以降に着手した学校給食センター又は学校給食施設の新築若しくは改築工事の工事監理を完了した実績（改修工事の工事監理は除く）を有していること。

⑤ 維持管理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示す（ア）の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

（ア）入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があること。

（イ）平成17年4月以降に着手した学校給食センターの維持管理業務の実績を有していること。

⑥ 運營業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、運營業務を複数の運営企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示す（ア）の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

（ア）入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があること。

（イ）HACCPに対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCPに対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、若しくはHACCPに関する審査員資格等を有していること等をいう。

（ウ）運營業務のうち、給食調理業務を行う者については、平成17年4月以降に学校給食センターにおいて、4,000食/日以上調理業務の実績を有していること。

学校給食センターでの調理業務の経験が3年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。

（3） 地方自治法施行令第167条の4により入札への参加を制限されていないこと。

（4） 入札参加資格審査申請書の提出日から契約締結までの間に小平市において指名停止中でないこと。

（5） 不渡り手形の発行等により金融機関からの取引を停止されていないこと。

（6） 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき。）にないこと。ただし、小平市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。なお、契約時に上記経営不振の状態にある者は契約できない。

（7） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となるような活動を行う団体でないこと。

（8） 小平市契約からの暴力団排除措置要綱第3条第1項各号に掲げる入札参加排除措置を受けていないこと。なお、契約締結までの間に入札参加事業者が入札参加排除措置を受け

た場合は、入札参加資格を取消し、その者の入札を無効とする。

(9) 本業務に係るアドバイザー業務に携わった企業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、本業務に係るアドバイザー業務に携わった企業は次のとおりである。

- ① 株式会社建設技術研究所
- ② シリウス総合法律事務所
- ③ 株式会社学校文化施設研究所
- ④ 永井公認会計士事務所
- ⑤ 株式会社学給絵所舎

(10) 国税又は地方税を滞納していない者

3 特別目的会社（SPC）の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施するSPCを小平市内に設立することとする。ただし、事業予定地内に設立することは不可とする。なお、SPCの株式については、書面による本市の事前の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできないものとする。

4 要求水準書等の受け渡し

小平市ホームページ (<http://www.city.kodaira.lg.jp/>) の「事業者向け情報」ページ内「入札・契約」から本業務に関する要求水準書等をダウンロードするものとする。

5 入札説明会等

入札説明書等に関する説明会、事業予定地の説明会及び配送校配膳室現地視察を次のとおり開催する。なお、申込みについては、電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「入札説明書等説明会及び事業予定地説明会参加申込書」とし、様式集様式1「入札説明書等説明会及び事業予定地説明会参加申込書」を使用すること。

(1) 受付期間

令和2年4月20日（月）正午まで

送信先メールアドレス

小平市立学校給食センター ck0040@city.kodaira.lg.jp

(2) 説明会の期間

- ① 入札説明書等に関する説明会、事業予定地の説明会

令和2年4月22日（水）午後1時30分から午後3時まで。

② 配送校配膳室現地視察

令和2年5月11日（月）から5月15日（金）まで

午前9時から午後5時で詳細な日時は参加申し込み後に別途調整する。

開催場所は、市立中学校全8校。

(3) 説明会にあたっての留意事項

① 入札説明書等に関する説明会、事業予定地の説明会

本事業に参加を予定している者とし、参加人数は3名以内とする。

② 配送校配膳室現地視察

本事業に参加を予定している者とし、1社の参加人数は2名以内とする。また、説明会当日は、当日から1ヶ月以内に受けた検便検査結果を持参することとし、結果が「陰性」の者のみが配膳室に入室可とする。なお、検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとする。

6 入札説明書等に関する質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

入札説明書等公表の日から令和2年5月13日（水）午後5時までとする。

(2) 提出方法

小平市ホームページで公表する様式2「入札説明書等に関する質問書」に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送付する。電子メールの宛先は担当窓口の電子メールアドレス(ck0040@city.kodaira.lg.jp)とする。

(3) 回答の公表

令和2年6月中旬に小平市ホームページにて公表する予定である。

7 入札説明書等に関する個別対話

市及び本事業に参加を予定している者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、市の要求水準書等の意図を理解することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。

(1) 開催日時

令和2年5月26日（火）（予定）

(2) 開催場所

小平市役所

(3) 参加資格

本事業に参加を予定している者とし、参加人数は5名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合

計で10名以内とする。

(4) 受付

様式3「入札説明書等に関する個別対話参加申込書」に必要事項を記載の上、5月13日(水)午後5時までに、原則として電子メールで送付すること。日時及び会場の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。

8 参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類を次の期間に提出すること。

(1) 提出期間

令和2年6月22日(月)から6月26日(金)までの、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時(最終日は午後2時まで)とする。

(2) 提出方法

小平市立学校給食センターへ持参により提出する。

(3) 提出書類

参加表明書、入札参加資格審査に関する提出書類(「第9 提出書類」を参照)

9 入札書類審査書類の受付

入札書類審査書類を提出する入札参加者は、関係する書類を次の期間に提出しなければならない。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

なお、入札を辞退する者は、入札辞退届(様式集(入札参加資格審査)様式3-1)を、令和2年7月22日(水)までに、下記(2)まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

(1) 受付期間

令和2年7月27日(月)から7月31日(金)までの、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時(最終日は午後2時まで)とする。

(2) 提出方法

小平市立学校給食センターへ持参により提出する。

(4) 提出書類

入札書類審査に関する提出書類、提案書、基礎審査項目チェックシート(「第9 提出書類」を参照)。

10 入札書類の審査

(1) 資格審査

入札参加者が参加資格を満たしているかどうかを確認する。

(2) 提案審査

入札参加者が提出した提案書等について、「小平市立学校給食センターの整備に関する基本的な方向性」で定めた基本方針等及び小平市総合評価方式ガイドラインを基に設定する非価格要素審査項目ごとに評価し、得点化する。非価格要素審査に当たっては応募者へのヒアリングを実施する。

実施日時 令和2年9月中旬（予定） ※該当者には別途連絡する。

1 1 開札

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。

開札日時 令和2年9月下旬（予定） ※時間、場所については別途通知する。

- (2) 入札書には、自己の見積った金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。
- (4) 総合評価落札金額は、この金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

1 2 基準価格

この入札は、価格を評価するひとつの指標として基準価格を設定する。詳細は、落札者決定基準書を参照すること。

1 3 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (4) 郵便、電話、電報及びファクシミリによりした入札
- (5) 記載事項が不明な入札又は記名若しくは押印のない入札及び代理人が入札する場合で、代理人の記名若しくは押印のない入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (7) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者に係る入札
- (8) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (9) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (10) 予定価格を超えた入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した入札条件に違反したもの

1 4 入札書の書換え等の禁止

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 5 入札保証金

- (1) 小平市契約事務規則第 9 条第 2 項各号に基づき、入札保証金を免除する。
- (2) 同条同項第 2 号で規定する免除の要件は、小平市若しくは国又は他の地方公共団体と、以下の契約を締結していることとする。

平成 30 年 4 月 1 日以降に契約を締結若しくは履行が完了した学校給食センターにおいての調理業務委託で 4,000 食／日以上 of 調理業務の実績（公告日現在で履行中のものを含む）を有すること。

1 6 入札の中止

入札の参加資格を満たす者が 1 者に満たない場合は、入札を中止するものとする。

1 7 価格審査

あらかじめ定めた価格点の式に各応募者の入札価格をあてはめて得点化する。

1 8 落札者の決定

非価格要素点と価格点の合計値を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案を落札者とする。なお、最も高い提案が複数ある場合には、非価格要素点が高い方の提案を優秀提案とする。非価格要素点も同点の場合は、該当者にくじを引かせて順位を決定する。該当者のうち、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係ない市職員が代りにくじを引き、順位を決定する。

1 9 落札者への通知

落札者には令和 2 年 9 月下旬以降に通知する。

通知を受けた者は契約図書を引き取りに小平市役所総務部契約検査課窓口まで来庁すること。

※日時等については別途、通知する。

2 0 契約保証金

- (1) 契約保証金の納付に代え、設計及び建設・工事監理業務の履行の保証として、契約の締結と同時に保証を付さなければならない。詳細は小平市立学校給食センター更新事業 事業契約約款 第 39 条を参照すること。
- (2) 契約保証金の納付に代え、施設の維持管理及び運營業務の履行の保証として、維持管理及び運営期間の開始日までに、保証を付さなければならない。詳細は、小平市立学校給食センター更新事業 事業契約約款 第 61 条を参照すること。

2.1 議会の議決に付すべき契約であることについて

本契約については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（法律第117号）に基づき、議会の議決を経たうえ、契約を締結することとなる。否決された場合、契約は成立しない。したがって、議会の議決までは、小平市と落札者との間で、仮契約を締結するものとする。

2.2 関係法令の遵守

入札参加者及び落札者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 地方自治法及び同施行令
- (2) 小平市契約事務規則
- (3) 入札説明書、公告等での指示事項
- (4) 競争入札参加者心得

2.3 その他

- (1) 入札参加者は、「小平市競争入札参加者心得」及び「小平市総合評価方式ガイドライン」を熟読すること。
- (2) 証明書類に虚偽の申請その他悪質な行為があった場合は、小平市競争入札参加有資格者指名停止等に関する要綱に基づく措置を講ずるほか、当該事業の入札の無効又は契約の解除ができるものとする。
- (3) 落札者を決定した場合は、契約後速やかに、落札者名、入札者の入札価格及び入札者の評価の状況（技術点、価格点、総合評定）等を公表する。